

G-4

酸化プロピレンの測定に関する脱着率

労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令(平成 23 年政令第 4 号。平成 23 年 1 月 14 日公布)により、4 月 1 日をもって、労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号)別表第 3 の特定化学物質の第 2 類物質に「酸化プロピレン」が加わり、対象事業場では測定が義務付けられました。
社内試験を行い、各サンプラーを利用した脱着率を算出しましたのでご報告いたします。

内 容

○対象とするサンプラー

チャコールチューブ・スタンダード型
(080150-054)



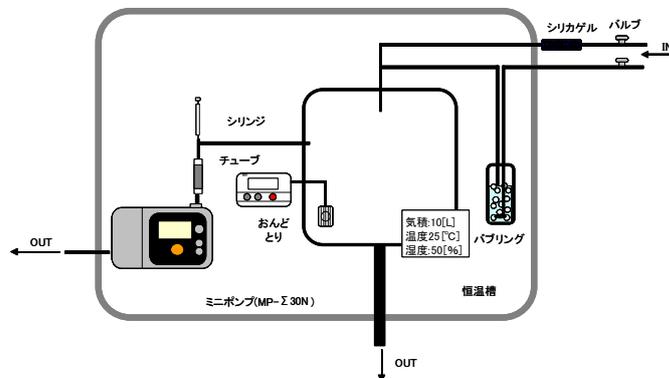
カーボンビーズアクティブ
(080150-090)



○脱着溶剤:二硫化炭素を使用

○算出手順

温度 25°C、湿度 50%に調整した空気に酸化プロピレン溶液を添加し、気化したガスをチューブに吸着させた。



物質添加量:47.5 μ g(0.4L/min×10 分測定時に 5ppm 程度となるように設定)

ガス通気流量: 0.4L/min×10min (カーボンビーズアクティブ、チャコールチューブ・スタンダード型)
0.2L/min×10min (カーボンビーズアクティブ)

○実験結果

	吸引流量 [L/min]	吸引時間 [min]	脱着率 [%]
カーボンビーズアクティブ	0.2	10	96.4
	0.4	10	87.7
チャコールチューブ・スタンダード型	0.4	10	86.1